

長崎市移住支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の人口減少対策及び法人の人手不足の解消に向け、人口の一極集中が顕著な東京圏から本市への移住・定住を促進するため、東京23区に在住又は在勤していた者のうち、本市に移住し就業や創業を行った者に対し、予算の定める範囲内において移住支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、長崎市補助金等交付規則(昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京23区 地方自治法(昭和22年法律第67号)第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (2) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち条件不利地域を除いた区域をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。
- (4) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき住民登録することをいう。
- (5) 同一世帯 住民票上における同一の世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者となる者(以下「補助対象者」という。)は、第1号に規定する要件を全て満たし、かつ、第2号又は第3号に規定する要件のいずれかを満たす本市へ移住をした者とする。

- (1) 移住等に関する要件 ア、イ及びウの全てを満たしていること。
 - ア 移住元に関する要件 次の(ア)及び(イ)を満たしていること。
 - (ア) 転入する前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏に在住し、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。
 - (イ) 転入する前日まで連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏に在住し、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。ただし、東京23区への通勤の期間については、転入する3月前までを当該1年の起算日とすることができる。
 - イ 移住先に関する要件 次の(ア)、(イ)及び(ウ)の全てを満たしていること。
 - (ア) 平成31年4月26日以降に本市に転入したこと。
 - (イ) 転入後3カ月以上1年以内であること。
 - (ウ) 補助金の交付申請日から5年以上、本市に継続して居住する意思を有してい

ること。

ウ その他の要件 次の(ア)、(イ)及び(ウ)の全てを満たしていること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 本市市税を滞納していないこと。

(2) 就業に関する要件 次に掲げる事項の全てを満たしていること。

ア 勤務地が長崎県内に所在すること。

イ 就業先の求人が、「長崎県の移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領（平成31年4月26日31地づ第59号。以下「県実施要領」という。）」に基づき、長崎県が運営するマッチングサイト（以下「Nなび」という。）に補助金の対象として掲載している求人であること。

ウ イの求人への応募の日が、当該求人がNなびに掲載された日以降であること。

エ 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

オ 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づき、Nなびに掲載されている法人に就業し、補助金の交付申請日において、当該法人に連続して3か月以上在職し、かつ、補助金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

(3) 創業に関する要件 県実施要領に基づく創業支援事業に係る創業支援金の交付決定を受けており、かつ、個人事業の開業又は法人の設立を行っていること。

2 補助対象者が2人以上の世帯の申請をする場合にあつては、前項に掲げる要件を満たし、かつ、次の各号に掲げる要件の全てを満たしていること。

(1) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(2) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が補助金の交付申請日において、同一世帯に属していること。

(3) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも平成31年4月26日以降に転入したこと。

(4) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも補助金の交付申請日において転入から3か月以上1年以内であること。

(5) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 単身世帯 60万円

(2) 2人以上の世帯 100万円

(交付の申請)

第5条 規則第22条の規定により、補助金の交付の申請は、規則第3条第1項の補助

金等交付申請書に代えて、長崎市移住支援補助金交付申請書（第1号様式）を用いるものとする。

- 2 規則第3条第1項に規定する市長が定める日は、補助金の交付申請日の属する年度の2月15日とする。
- 3 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までの添付書類を省略する。
- 4 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 単身世帯の補助金の交付申請をする場合
 - ア 移住元の住民票の除票
 - イ 移住先の住民票謄本
 - ウ 本市市税を滞納していないことの証明書
 - エ 別表に掲げる書類
 - (2) 2人以上の世帯の補助金の交付申請をする場合
 - ア 移住元の住民票謄本又は補助対象者を含む世帯の構成員2人分の住民票の除票
 - イ 移住先の住民票謄本
 - ウ 補助対象者が本市市税を滞納していないことの証明書
 - エ 別表に掲げる書類
 - (3) 前各号に定めるもののほか、補助対象者が日本国籍を有しない場合においては、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し
- 5 補助金の申請については、同一世帯において1回限りとする。

（交付の条件）

第6条 規則第5条第1項第4号の市長が必要と認める事項は、次の各号に定める事項とする。

- (1) 補助金の交付申請日から5年以内に本市から転出しないこと。
- (2) 補助金の交付申請日から1年以内に第3条第1項第2号に規定する要件を満たす職を辞さないこと。
- (3) 県実施要領に基づく創業支援事業に係る創業支援金の交付決定を取り消されないこと。

（不交付の決定）

第7条 規則第6条第2項に規定する補助金を交付することが不相当と認めたときの通知は、補助金不交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、規則第6条第1項に規定する補助金等交付決定通知書を受領した日から10日を経過した日とする。

（決定の取消）

第9条 規則第22条の規定により、規則第8条第3項及び規則第16条第3項において準用する規則第6条の通知は、規則第6条第1項の補助金等交付決定通知書に代えて、補助金交付決定取消通知書（第3号様式）により行うものとする。

(状況報告)

第10条 規則第10条の規定による報告は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第3条第1項第2号の規定を満たし補助金の交付を受けた者は、補助金の交付申請日から1年を経過した日の翌日から起算し30日以内に就業証明書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。
- (2) 補助金の交付を受けた者は、第6条に定める条件に該当しない事由が発生した場合は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 規則第17条に規定する補助金の返還を命ずるときの通知は、補助金返還請求書（第5号様式）により行うものとする。

(返還の額)

第12条 規則第17条に規定する補助金の返還を命ずるときの額は、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 規則第16条第1項第1号による取り消しを受けた場合 補助金の全額
- (2) 規則第16条第1項第3号による取り消しを受けた者のうち、補助金の交付申請日から3年未満に本市から県実施要領に基づく移住支援事業を実施していない市町又は県外の市町村に転出した場合 補助金の全額
- (3) 規則第16条第1項第3号による取り消しを受けた者のうち、補助金の交付申請の日から1年以内に第3条第1項第2号に規定する要件を満たす職を辞した場合 補助金の全額
- (4) 規則第16条第1項第3号による取り消しを受けた者のうち、県実施要領に基づく創業支援事業に係る創業支援金の交付決定の取り消しを受けた場合 補助金の全額
- (5) 規則第16条第1項第3号による取り消しを受けた者のうち、補助金の交付申請日から3年以上5年以内に本市から県実施要領に基づく移住支援事業を実施していない市町又は県外の市町村に転出した場合 補助金の2分の1
- (6) 規則第16条第1項第3号による取り消しを受けた者のうち、補助金の交付申請日から3年未満に本市から県実施要領に基づく移住支援事業を実施している市町に転出した場合 補助金の4分の1
- (7) 規則第16条第1項第3号による取り消しを受けた者のうち、補助金の交付申請日から3年以上5年以内に本市から県実施要領に基づく移住支援事業を実施している市町に転出した場合 補助金の8分の1

(補助金の交付手続の特例)

第13条 規則第12条の補助事業等実績報告書の提出及び規則第13条の補助金等確定通知書による通知は省略するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の長崎市移住支援補助金交付要綱の規定は、令和元年12月20日以後に転入した者であり、かつ、同日以後に改正後の同要綱第3条第1項第2号又は第3号に規定する要件を満たす者の申請に係る補助金から適用し、同日前に転入した者又は改正前の同要綱第3条第1項第2号若しくは第3号に規定する要件を満たす者の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 改正前の長崎市移住支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

別表 (第5条関係)

区分	証明書类等
第3条第1項第1号アに規定する要件を満たす者のうち、住民票の除票により、通算5年以上、東京23区に在住していることを証明できない者	戸籍の附票
第3条第1項第1号アに規定する要件を満たす者のうち、住民票の除票及び戸籍の附票により、通算5年以上、東京23区に在住していることを証明できない者	理由書 (第1号様式)
第3条第1項第2号に規定する要件を満たす者	就業証明書 (第2号様式)
第3条第1項第3号に規定する要件を満たす者	創業支援金の交付決定通知書の写し及び個人事業の開業届出書の写し又は法人設立届出書の写し
東京23区外の東京圏から東京23区の法人等へ通勤していた者	雇用保険被保険者離職票の写し又は雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し及び東京23区で通勤していた法人等が労働基準法第22条第1項の規定により交付した在勤地及び在勤期間の分かる証明書
東京23区外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者	登記簿謄本ほか移住元での在勤地及び5年間の在勤期間の分かる書類

東京23区外の東京圏から東京23区に通勤していた個人事業主	確定申告書の写しほか移住元での在勤地及び5年間の在勤期間の分かる書類
-------------------------------	------------------------------------